申告は正しくお早めに

栃木税務署の確定申告会場は

「栃木商工会議所大ホール」です

■ 30 年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税

2月18日(月)~3月15日(金)

■ 30 年分の贈与税の申告と納税

2月1日(金)~3月15日(金)

■ 30 年分の個人事業者の消費税

・地方消費税の確定申告と納税

4月1日(月)まで

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談				
期日	2月18日 (月) ~3月15日 (金) (土・日は除く)	2月18日 (月) ~3月12日 (火) (土・日は除く)				
時間	9 時 ~ 16 時					

- ※ 申告会場開設期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行いません。
- ※ 申告会場での現金納付窓□業務は行いません。
- ※ 電話での問い合わせは栃木税務署へお願いします。
- ※ 確定申告書は郵便・信書便・税務署の時間外収受箱への投函で提出できます。
- ※ 申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。
- ※ 申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。 申告書は自分で作成し、できるだけ早めに提出してください。

鹿沼市 下野 栃木市役所○ 確定申告会場 税務署 栃木商工会議所大ホー ── 栃木 商業高 この旗が 栃木市 「新しい申告」会場の 目印です 栃木駅から徒歩8分

2月18日(月)~3月15日(金)

配偶者控除・配偶者特別控除が 改正されます(30年分より)

申告者本人の合計所得金額 が 1,000 万円を超えると配偶 者控除・配偶者特別控除は適 用となりません。

また控除額も、申告者本人 の合計所得金額によって控除 額が異なります。(右表参照)

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額 ※()の数字は市民税・県民税の控除額 申告者本人の合計所得金額

				9007	5円以	下	9507	万円以	大下	1,000	万円以下
	70 歳未満	38万円以下	控除者	38万	(337	万)	26万	(22	万)	13万	(11万)
	70 歳以上			48万	(387	万)	32万	(26	万)	16万	(13万)
配	38 万円超	85万円以下		38万	(337	万)	26万	(22	万)	13万	(11万)
配偶者の	85 万円超	90万円以下	1 1	36万	(337	万)	24万	(22	万)	12万	(11万)
あ	90 万円超	95万円以下		31万	(317	万)	21万	(21	万)	11万	(11万)
合計所得金額	95 万円超	100万円以下	偶	26万	(267	万)	18万	(18	万)	9万	(9万)
	100 万円超	105万円以下 110万円以下	配偶者特別控除	21万	(217	万)	14万	(14	万)	7万	(7万)
 金	105 万円超			16万	(167	万)	11万	(11	万)	6万	(6万)
額	110万円超 115万円	115 万円以下	除	11万	(117	万)	8万	(8	万)	4万	(4万)
	115 万円超	万円超 120 万円以下		6万	(67	万)	4万	(4	万)	2万	(2万)
	120 万円超	123万円以下		3万	(37	万)	2万	(2	万)	1万	(1万)

■「医療費控除の明細書」提出が義務化

29年分の確定申告から、医療費控除は領収書 提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細 書」の提出が必要となりました。領収書は税務署 に記入内容の確認を求められた時のために、5年 間保存義務があります。

※医師などが発行した証明書(例:おむつ使用証 明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要で す。

要介護認定者の障害者控除対象者認定書と 主治医意見書内容確認書の交付

交付を希望する方は、地域包括ケア推進課また は各総合支所市民生活課へ申請ください。

申請に必要なもの

介護保険証/印鑑(申請する方と要介護認定者本人のもの) ※認定書・確認書は、内容を審査し後日郵送します。 **問合先** 地域包括ケア推進課 ☎ (21)2253

〉 おすすめ 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページ (https://www.nta. go.ip) 内の「確定申告書等作成コーナー」で 確定申告書が作成できます。



提出方法(次のいずれか) 書面印刷して送付

宛先 〒328-8666 栃木市本町 17番 17号 栃木税務署 宛

e-Tax で送信(事前準備が必要)

■ 30 年分所得申告参考資料

30年中、市に納付した国民健康保険税・後 期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告 参考資料(年金からの特別徴収分を除く)を 1月22日(火)に発送します。社会保険料 控除の資料としてご利用ください。

問合先 市民税課 ☎(21) 2263

■国民年金保険料の控除証明書

30年1月1日から10月1日まで納付し た国民年金保険料の控除証明書は、11 月上旬 に日本年金機構から送付されています。10月 2日から12月31日までの間に初めて納付し た方へは2月上旬に送付されます。

> 問合先 ねんきん加入者ダイヤル **2** 0570-003-004

以下の●~④の方は 確定申告 ■ または市民税・県民税の申告が必要です。

- ●給与・年金以外の収入がある方
- 2 各種控除を追加したい方
- ❸勤務先から給与支払報告書の提出がない方
- ❹収入がない方(遺族年金や障害年金のみの方 も含む)で、誰の扶養にもなっていない方や所 得状況や課税状況について証明書が必要な方

以下の①~⑤の方は栃木商工会議所での申告です

小山市

①住宅借入金等特別控除の1年目の申告 ②土地・建物・株式等の譲渡所得の申告 ③先物取引 (FX 含む)、申告分離課税の配当所得の申告 ④青色申告、国外扶養親族の控除適用を受ける申告 ⑤雑損控除の申告

※特定株式等譲渡所得及び特定配当等は、所得税と市民税・県民税で 異なる課税方式を選択することができます。その場合、確定申告とは 別に市役所で市民税・県民税申告が必要です。

中牛に必要なすの(谷瓜ミかご印まなどけっり 矢巾のもの)

甲告に必要なもの(領収証や証明書などは30年中のもの)						
収入がわかるもの 所得から控除する額が	給与所得者	・源泉徴収票(原本)・・・勤務先が発行				
	年金所得者	・源泉徴収票(原本)・・・日本年金機構など の年金支払者が発行				
	事業所得者 (営業、農業など) 不動産所得者	・記入済の「収支内訳書」 (収入や必要経費がわかる帳簿・領収書など)				
	社会保険料控除	・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(1月22日発送)・国民年金保険料控除証明書・その他社会保険料の支払金額が分かる書類(口座振替や年金から特別徴収された保険料(税)は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除とすることはできません)				
り控	生命保険料控除	・生命保険料の控除証明書				
 すっ	地震保険料控除	・地震保険料の控除証明書				
の額が	障害者控除	・障害者手帳・認定書など				
	雑損控除	・災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書				
わかるも	どち医療費控除	・記入済の「医療費控除の明細書」				
90	とちらかの控除のかの控除のみとあるとのでは、とを療費控除の特別メディーション・税制)	・記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」 ・健康保持増進への取組を明らかにする書類 (市・職場で受診した健康診断結果通知表や 予防接種などの領収証)				
		・寄附金の受領証(原本)など				
その	・税務署や市役所からの「申告のお知らせはがき」 ・マイナンバー確認書類、身元確認書類					

- の ・印鑑(シャチハタ印不可)
 - ・申告する人の預貯金□座番号がわかるもの

